

平成30年2月20日

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と家庭生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年3月1日～平成32年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1 子育て及び家族の介護を行う社員の仕事と家庭生活との両立を支援する。

【対策1】育児・介護休業等に関する規則を基礎として、子育て及び家族の介護が必要とされる社員の負担を軽減できるよう勤務体制に配慮する。

【対策2】男性の子育て目的の休暇の取得を促進するため対象者に直接指導する。

目標2 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備として所定外労働の削減や年次有給休暇取得の奨励に努める。

【対策1】月1日のノー残業デー実施を継続する。

【対策2】有給休暇の時間単位取得を継続する。

担当現場終了時に、有給休暇を連続取得するよう奨励する。